

社会教育委員の役割について

1 社会教育委員とは

社会教育法（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

■point■

社会教育は、人々の生活と直接結びついているのが特徴で、社会教育行政は人々の意向を忘れては執行できない。そこで、人々の意向を反映させる仕組みとして社会教育委員制度がある。だから、社会教育委員は人々の意向の代弁者であり、社会教育活動の機動力である。同時に、規制緩和で地域の特色を生かした社会教育行政が行えるようになったが、その成否は社会教育委員の知恵と熱意が左右する。

【伊藤俊夫編「社会教育委員のための生涯学習－社会教育委員必携－」（財）全日本社会教育連合会】

2 社会教育委員の役割

中津川市の社会教育・生涯学習の推進について、その方策や方針についてご意見を述べただけだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。

社会教育法（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

公民館運営審議会委員の役割について

1 公民館運営審議会委員とは

社会教育法（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 公民館運営審議会委員の役割

公民館の管理・運営や、市全体の公民館のあり方についてご意見を述べていただくだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。

「これからの公民館のあり方」
についての提言書

平成 26 年 4 月

中津川市社会教育委員の会(兼)
中津川市公民館運営審議会

はじめに

公民館活動が地域住民の生活に果す役割には大きなものがあります。平成の市町村大合併・少子高齢化社会などを踏まえ、その役割や機能を旧くて新しい課題として問い直しがなされています。学校教育中心の教育環境に生涯学習という認識が浸透しつつある今日、公民館活動の再認識を行い、その活動や機能のあり方とともに、地域づくり(自治)活動の中核として公民館のはたす役割に期待が寄せられています。

公民館活動に強い関心と興味を持って参加する人々がある一方、地域活動の減退、市民意識の変化などによりその活動へ関心を払わない人が増えている状況もあります。特に若い世代を中心に公民館活動へ関心を払わない、あるいは関心があっても参加する時間がない、方法を知らないという傾向があります。又、財政上の問題からも公民館使用の有料化が一般的になっていますが、原点に立ち戻って検討することで公民館のサービスのあり方全体を展望する端緒とし、多くの市民が気軽に集うことのできる公民館をめざし、地域づくり、人づくり、生涯学習の拠点となることが求められます。

公民館と市民が協働しながら、市民自らの活動を引き出し、その活動を共有し、さらに多くの市民に拡大するための公民館活動の一層の活性化を願うものです。

1、地域活動をリードする公民館

- ①公民館活動の様々な経験、ネットワーク、サークル活動を通じて培った特技、学識、能力など特殊技能を取得した人たちや、ボランティア活動を強く志す人たちの発掘を行い、人材バンク制度を発足させ、活用を図る。
- ②公民館活動から派生した地域活動の交流機会を提供する。とくに公民館長、公民館主事の、公民館活動に対する指導助言を活動に活かしていく。公民館長は、広く地域住民から選任し、そのリーダーシップを活かす。
- ③地域活動の拠点である公民館各所に公民館運営委員を設置し、館長、主事と協働し、活動のあり方と意識の向上を図る。
- ④公民館の支援による学校・家庭・地域活動をネットワーク化し、青少年育成団体・文化スポーツ団体などとの協働活動をひろげる。
- ⑤子どもから大人までの居場所づくりの提供に具体的な事業で周知する。施設内での提供にこだわることなく、施設外の利用も検討していく。

- ⑥公民館活動で学んだことや、すでに持っている知識が技能・技術などを地域社会に還元できるシステムを作っていく。
- ⑦公民館はその地域の将来の構想や住民の願いを把握し、支援・助言するとともに地域づくりのコーディネーターとなること。

2、公民館事業の活性化

- ①市公民館としての大きなテーマを構築し、各公民館の共通事業を設定する。事業名は共通であっても、その内容については地域の独自性を活かす。たとえば、高齢者学級、乳幼児学級、家庭教育学級や講座教室は一定のテーマ性を共通とし、活動については各公民館のオリジナルを発揮する。
- ②公民館利用者は高齢者層が多いのが現状であるが、公民館活動や公民館が積極的に関わる活動について、児童生徒の参加を促すと共に、児童生徒が参加できる地域活動を提供していく。
- ③公民館が行っている自主事業について、常に見直しをおこない、マンネリ化を打破する。評価の基準、計画立案、準備実施、検証などの各段階に運営委員や地域づくりの市民などがかわり、自主事業の進化を図る。
- ④近隣公民館などとのブロック事業を実施し、参加対象と地域を広げた事業を行っていく。この場合でも各公民館の独自性との調整を行い、公民館が地域密着型であるという大枠を考慮する。
- ⑤公民館事業の周知を行うために、広報の充実を図る。公民館独自の広報紙を発行し、活動を広く住民に知ってもらう。ホームページによる広報も充実する必要がある。
- ⑥広く地域住民の声を拾い上げ、その内容は館長会、運営委員会、担当者会などで共通の課題として認識し、活動に活かす。

3、公民館長、公民館主事、公民館運営委員について

- ①公民館長は、地域づくりを担う地域の大切な人材で、広く地域から選任されることが望ましい。現状の嘱託制度を活用し、行政との協調を図りながらリーダーシップを取れる人材を育成する。
- ②公民館主事は、実質公民館事業の担い手であり、全公民館に配置することが望ましい。地域組織・団体や地域活動に精通し、地域のコーディネーターとしての役割を果たす。

- ③公民館運営委員は、すべての地域公民館に設置をする。公民館長に意見や助言を行い、公民館活動に積極的に関わることのできる人材を募集する。
また運営委員会は、気軽に情報交換、情報提供できる場となること。

4、公民館施設

- ①公民館が市民にとって使いやすい施設であるためには、利用しやすい部屋、設備内容の充実、そして防災の面から見ても安全安心に利用できることが欠かすことのできない条件である。現状は、一部地域の公民館の改修は行われたが、地域全体を見れば、老朽化の進んだ公民館が多い。地域公民館の設置時期の相違による設備等の解消のためにも、地域公民館建設(改修)時期をできるだけ速い時期に公表し、市民参加による計画立案を計る。
- ②市民(地域住民)がいつでもだれもが利用でき、つながりのきっかけになるコーナー、魅力ある空間、サロン、たまり場とするために、会議室、講堂などに加え、例えば、託児室、喫茶コーナーなど利用の便宜を図る場所や、単独でも利用可能な場所を設置することが望ましい。

5、利用基準と使用料金

- ①地域公民館の利用については、市統一の利用基準があり、公民館立地地域住民ごとの利用基準はない。しかし、地域公民館が果たしてきた役割と、地域づくりに積極的に関わる期待から、地域住民利用の基準を特別に設けることが望ましい。
- また、複数の公民館をまたぐ地域間交流の利用に係る基準についても、特別な配慮が望ましい。
- ②現行の利用は原則有料であるが、文化協会、体育協会など市の認めた団体に所属していれば、減免制度を利用できる制度がある。公民館が地域密着型の公民館の一面を持つ限り、地域単独の文化スポーツ団体に所属するサークルなどに、その減免制度を拡大し、利用の促進を図る。
- ③減免制度の一つであるサポーターポイント制度については、利用者の意見を聴取しながら、制度を継続する。
- ④個人の利用が広く公益に資するものであれば、地域への還元を促すためにも、減免制度の拡大を図る。

6、サークルの学び

- ① 公民館で学び活動するサークル団体が、その活動で得た知識や教養、人とのつながりを地域住民に還元する。また、還元を目指すサークル活動の支援を行い、活動の積極的な開放と紹介を広報等で周知する。
- ② 公民館講座を一定期間実施したのち、その講座の継続はサークル活動に移行することが多い。サークル移行後についても、地域に還元できるような自主活動に発展できるよう公民館がその活動の支援を行う。また、大人だけで活動しているサークルについても、子どもが参加できる余地があれば、積極的に認めつつ、子どもへの公民館活動の意識付けを図る。
さらに、遊びを通して、子どもたちが知識や知恵、創造力を身につける重要な体験活動の場となるよう、各公民館で「子どもの遊ぶを保証する」活動を推進する。

7、地域住民による管理への参画

- ① 公民館が地域に密着した施設であれば、地域住民の手によって管理運営されることが望ましい。民間業者への委託ではなく、地域まちづくり協議会等地域づくりを担う団体が管理運営することによって、公民館が地域のまちづくりの拠点としてさらに活用されることが期待される。
- ② まちづくり協議会等への指定管理においても、公民館主事は一定の資格がある職員が望ましいが、公民館長と同様に地域での選任によって主事を設置することも可能である。

8、望まれる公民館

- ① 地域づくりや生涯学習についてどんな苦情も聞き届けてくれる場所
- ② 三世代が集まることのできる、絆を大切にする場所
- ③ 地域づくりや生涯学習について悩みごとを解決してくれる場所
- ④ 学んだことを発表できる身近な場所
- ⑤ 地域づくりや生涯学習について地域でわからないことを解決してくれる場所
- ⑥ いつでもだれもが集うことができる場所
- ⑦ 地域の様々な団体、活動を繋げていくことができる場所

資 料

- 中津川市社会教育委員の会(兼)公民館審議会委員名簿
- 利用者・利用件数・利用者団体一覧
- 中津川市の公民館、地域公民館運営委員会設置状況、公民館一覧
- その他参考資料

中津川市社会教育委員(兼)中津川市公民館運営審議会委員名簿

任期：平成24年6月1日～平成26年5月31日

H26.1.1 現在

委員選任の基準	所属	氏名	備考
学校教育関係者	中津川市立 坂本小学校長	永治 千文	
学校教育関係者	中津川市立 第二中学校長	原田 和明	
学校教育関係者	杉の子幼稚園 顧問	郷田 恵美	
社会教育関係者	中津川市PTA連合会 代表	松原 真二	
社会教育関係者	中津川青年会議所 副理事長	酒井 亮輔	
社会教育関係者	中津川市文化協会 副会長	幸脇 朝江	
社会教育関係者	中津川市体育協会 副会長	小栗 磧石	副会長
家庭教育の向上に資する活動を行う者	すくすくわくわくまあるいこころ 代表	高橋 えつ子	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	更生保護女性会(山口地区)	可知 津田子	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	苗木子育てサロン代表	原 令子	
学識経験のある者	付知地区	長谷川 敏明	
学識経験のある者	坂本地区	幸脇 康行	
学識経験のある者	中津地区	古橋 隆子	
学識経験のある者	中津地区	藤原 謙吉	
学識経験のある者	中津地区	原 博子	
学識経験のある者	蛭川地区	山田 次男	会長
学識経験のある者	落合地区	横山 光男	
学識経験のある者	福岡地区	花田 國勝	

【利用者数一覧】

利用人数	中央	苗木	坂本	落合	阿木	神坂	山口	坂下	川上	加子母	付知	福岡	蛭川	合計
H20	91,856	15,035	26,694	20,344	8,880	3,037	10,738	30,089	69	18,230	18,870	13,873	681	258,396
H21	87,588	14,685	20,970	19,271	9,301	3,172	9,353	29,440	1,279	14,938	18,305	17,610	14,938	260,850
H22	88,241	16,534	27,923	15,478	10,405	3,366	11,963	29,755	1,488	13,455	12,939	21,801	13,500	266,848
H23	91,909	21,107	28,050	22,687	10,431	3,775	11,630	26,821	1,282	18,772	15,761	22,951	11,466	286,642
H24	88,726	16,210	23,460	20,164	10,363	6,098	8,893	24,892	1,126	21,010	16,261	20,712	12,750	262,545

【利用件数一覧】

利用件数	中央	苗木	坂本	落合	阿木	神坂	山口	坂下	川上	加子母	付知	福岡	蛭川	合計
H20	5,376	921	1,752	1,230	638	157	688	1,761	47	834	1,409	1,120	50	15,983
H21	5,330	997	1,588	1,303	727	173	666	1,626	107	651	1,148	1,192	651	16,159
H22	5,488	1,144	1,989	1,174	759	158	645	1,615	159	555	634	1,390	864	16,574
H23	5,712	1,152	1,984	1,271	811	187	757	1,525	137	797	844	1,338	869	17,384
H24	5,758	1,007	1,773	1,302	903	151	685	1,356	133	755	813	1,209	903	16,197

【利用者別団体一覧表】

調査対象	青少年団体		女性団体		成人団体		高齢者団体		その他団体		計	
	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数	団体数	利用者数
平成20年度	104	34,842	84	18,966	868	88,599	103	36,476	745	64,816	1,904	243,699
平成21年度	1,413	37,906	707	10,801	8,229	115,837	501	11,544	3,258	73,108	14,108	249,196
平成22年度	1,543	39,014	729	11,667	7,639	102,426	495	10,757	3,387	78,080	13,793	241,944
平成23年度	1,117	37,449	750	11,293	6,201	121,513	458	11,402	3,116	80,915	11,642	262,572
平成24年度	1,539	37,151	803	13,419	7,763	110,722	616	10,978	3,343	69,216	14,064	241,486

	施設名	職員			施設名	職員	
		館長	※担当者			館長	※担当者
1	中央公民館	嘱託館長	3名	8	坂下公民館	嘱託館長	2名
2	苗木公民館	所長兼館長	3名	9	川上公民館	嘱託館長	2名
3	坂本公民館	課長兼館長	2名	10	加子母公民館	嘱託館長	2名
4	落合公民館	所長兼館長	2名	11	付知公民館	嘱託館長	2名
5	阿木公民館	所長兼館長	2名	12	福岡公民館	嘱託館長	3名
6	神坂公民館	所長兼館長	2名	13	蛭川公民館	嘱託館長	2名
7	山口公民館	嘱託館長	1名		※青少年、家庭教育、スポーツ、文化振興と担当は分かれます。		

地域公民館運営委員会設置状況

	公民館名	設置状況	委嘱年月日	委員数	未設置の場合その理由
1	中央	未設置	委嘱なし	—	当館においては、当施設を利用し定期的な活動を行う団体(講座・サークル)によって『中央公民館友の会』が組織されており、公民館の運営ならびに活動に関する意見集約・具申等の任は、当該団体により十分に果たし得るものであると考えられるため。 (付記) ■加盟団体・・・103団体 ■役員・・・11名
2	苗木	未設置			運営委員のメンバー選考に苦慮しているため
3	坂本	未設置			『公民館利用者懇談会』を通して役割を果たしていく
4	落合	設置	平成25年7月23日	12人	
5	阿木	未設置			委員の選定が出来ていない
6	神坂	設置	平成25年5月30日	14人	
7	山口	設置	平成25年6月1日	11人	
8	坂下	未設置			平成25年度の設置完了を目指して準備中 構成団体、個人(委員)の選出に苦慮している
9	川上	設置	平成25年7月30日	14人	
10	付知	設置	平成25年8月1日	14人	
11	加子母	未設置			年度内に加子母教育協議会に公民館運営委員の委嘱を行う予定。次回教育協議会理事会時に理事の承認を得たうえで、委員の委嘱を行う
12	福岡	設置	平成25年11月15日	10人	
13	蛭川	設置	平成25年12月1日	13人	

【公民館一覧】

No.	公民館名	所在地	併設施設	建築年	主構造	耐震状況	延べ床面積	改修計画等
1	中央公民館	本町2丁目3番25号	市立図書館	S54年	鉄筋コン		4,273.68㎡	H26年度トイレ、エレベーター等改修予定
2	苗木公民館	苗木2084番地	苗木事務所	S41年	鉄筋コン	×	729.00㎡	苗木交流センター建設
3	坂本公民館	千旦林1197番地の10	坂本事務所	S57年	鉄筋コン	○	1,534.44㎡	
4	落合公民館	落合728番地の2	落合事務所	S56年	鉄筋コン	○	1,295.00㎡	平成25年度・ホール耐震補強工事 ・施設設備大規模改修工事
5	阿木公民館	阿木33番地	阿木事務所	S47年	鉄筋コン	×	713.33㎡	
6	神坂公民館	神坂294番地の2	神坂事務所	S51年	鉄筋コン	×	770.00㎡	
7	山口公民館	山口1616番地3	山口事務所	S57年	鉄筋コン	○	2,341.00㎡	平成25年度 事務所⇒公民館へ移転統合
8	坂下公民館	坂下820番地1		S61年	鉄筋コン	○	1,296.30㎡	
9	川上公民館	川上1427番地6	川上総合事務所	S62年	鉄筋コン	○	649.00㎡	
10	付知公民館	付知町4956番地43	付知総合事務所	S49年	鉄筋コン	○	1,552.46㎡	平成22年度 耐震改修及び事務所と公民館統合
11	加子母公民館	加子母3519番地2		S55年	鉄筋コン	×	1,443.00㎡	
12	福岡公民館	福岡716番地2		S50年	鉄筋コン	×	1,456.11㎡	
13	蛭川公民館	蛭川2198番地1		S24年	木造	○	1,583.88㎡	平成20年度 蛭子座改修

中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例

平成21年12月24日条例第39号

改正

平成22年12月28日条例第32号

平成23年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、文化施設、スポーツ施設その他の公の施設の使用料等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 中津川市の公の施設のうち別表第1から別表第17までに定める公の施設（以下「施設」という。）の使用料又は入館料（以下「使用料等」という。）の徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料等)

第2条 施設の使用の許可を受けた者又は施設に入館しようとする者（以下「使用者等」という。）は、別表第1から別表第17までに定める額の使用料等をあらかじめ納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者等は、市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）が管理する施設については、別表第1から別表第17までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める当該各施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

3 前項に定める利用料金は、指定管理者の収入として收受させることができる。

(使用料等の減免及び還付)

・・・・・・・・・・第3条～第18条 省略・・・・・・・・・・

別表第1（第1条、第2条関係）

区分			金額		
			午前	午後	夜間
中央公民館	ホール	舞台を使用する場合	2,750円	3,670円	3,670円
		舞台を使用しない場合	1,290円	1,720円	1,720円
	体育室	1,130円	1,510円	1,510円	
	2-1 学習室		480円	640円	640円
	3-1 学習室		160円	210円	210円
	3-2 学習室		160円	210円	210円
	4-1 学習室		160円	210円	210円
	4-2 学習室		320円	430円	430円

	ギャラリー		320円	430円	430円
	会議室		320円	430円	430円
	和室		320円	430円	430円
	視聴覚室		480円	640円	640円
	料理実習室		970円	1,290円	1,290円
	相談室		160円	210円	210円
	森家和の文化室		410円	540円	540円
苗木公民館	1-1 学習室		160円	210円	210円
	1-2 学習室		160円	210円	210円
	2-1 学習室		160円	210円	210円
	研修室		640円	860円	860円
	和室		320円	430円	430円
	料理実習室		480円	640円	640円
坂本公民館	ホール		1,620円	2,160円	2,160円
	2-1 学習室		320円	430円	430円
	2-2 学習室		320円	430円	430円
	2-3 学習室		160円	210円	210円
	和室		480円	640円	640円
	料理実習室		810円	1,080円	1,080円
	相談室		160円	210円	210円
落合公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,940円	2,590円	2,590円
		舞台を使用しない場合	970円	1,290円	1,290円
	2-1 学習室		320円	430円	430円
	2-2 学習室		160円	210円	210円
	研修室		640円	860円	860円
	会議室		120円	170円	170円
	和室		480円	640円	640円
	料理実習室		810円	1,080円	1,080円
	阿木公民館	2-1 学習室		160円	210円
2-2 学習室		160円	210円	210円	

		研修室	640円	860円	860円
		和室	320円	430円	430円
		1-1 学習室	160円	210円	210円
		料理実習室	810円	1,080円	1,080円
神坂公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,290円	1,720円	1,720円
		舞台を使用しない場合	810円	1,080円	1,080円
		1-1 学習室	320円	430円	430円
		2-1 学習室	160円	210円	210円
		和室	320円	430円	430円
		相談室	160円	210円	210円
	山口公民館		1-1 会議室	320円	430円
		1-2 会議室	320円	430円	430円
		児童室	480円	640円	640円
		工作室	160円	210円	210円
		2-1 学習室	160円	210円	210円
		2-2 学習室	160円	210円	210円
		和室A	160円	210円	210円
		和室B	160円	210円	210円
		料理実習室	810円	1,080円	1,080円
ホール		舞台を使用する場合	2,590円	3,450円	3,450円
		舞台を使用しない場合	1,780円	2,370円	2,370円
坂下公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,620円	2,160円	2,160円
		舞台を使用しない場合	1,130円	1,510円	1,510円
		中会議室	320円	430円	430円
		大会議室	640円	860円	860円
		料理実習室	810円	1,080円	1,080円
		和室(全)	480円	640円	640円
		和室(大)	320円	430円	430円
		和室(小)	160円	210円	210円
		視聴覚研修室	320円	430円	430円

川上公民館	研修室A		320円	430円	430円
	和室A		160円	210円	210円
	会議室		320円	430円	430円
	和室B		160円	210円	210円
	和室C		160円	210円	210円
	研修室B		320円	430円	430円
加子母公民館	ホール	舞台を使用する場合	1,940円	2,590円	2,590円
		舞台を使用しない場合	1,130円	1,510円	1,510円
	第1研修室		320円	430円	430円
	第2研修室		320円	430円	430円
	生活研修室		810円	1,080円	1,080円
	和室A		160円	210円	210円
	和室B		160円	210円	210円
	大会議室		810円	1,080円	1,080円
	小会議室		160円	210円	210円
	付知公民館	大会議室		1,130円	1,510円
トレーニング室		1,290円	1,720円	1,720円	
小会議室A			480円	640円	640円
小会議室B		320円	430円	430円	
福岡公民館	ホール		1,620円	2,160円	2,160円
	相談室		160円	210円	210円
	第1会議室		160円	210円	210円
	視聴覚室		480円	640円	640円
	和室		480円	640円	640円
	研修室		640円	860円	860円
	第2会議室		320円	430円	430円
	料理実習室		810円	1,080円	1,080円
蛭川公民館	ホール	舞台を使用する場合	3,400円	4,530円	4,530円
		舞台を使用しない場合	1,130円	1,510円	1,510円
	大会議室1		320円	430円	430円

	大会議室 2	320円	430円	430円
	中会議室	150円	210円	210円
	小会議室 1	160円	210円	210円
	小会議室 2	160円	210円	210円
	リハーサル室	470円	640円	640円
	シャワー室（1回につき）	540円		

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分（山口公民館、坂下公民館、川上公民館、加子母公民館、付知公民館、福岡公民館及び蛭川公民館は午後10時）までをいう。
- 2 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。
- 3 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

平成25年度 上半期調査 9月末(2013. 9. 30現在)

【地区】

	サポーター数			実施件数 (件)	付与ポイント (Pt)	カード減免利用状況		
	個人	団体数	(会員数)			8pt(枚)	40pt(枚)	減免総額 (円)
★中央	0	0	(0)	0	0	0	0	0
苗木	0	0	(0)	0	0	8	0	1,600
坂本	0	0	(0)	0	0	0	0	0
落合	6	10	(156)	0	0	2	1	1,400
阿木	0	3	(36)	0	0	41	0	8,200
神坂	0	0	(0)	0	0	0	0	0
山口	1	10	(161)	0	0	0	0	0
川上	2	0	(0)	0	0	0	0	0
加子母	0	4	(180)	30	799	0	13	13,000
付知	0	4	(413)	0	0	0	0	0
福岡	0	0	(0)	0	0	0	0	0
坂下	0	0	(0)	0	0	0	0	0
蛭川	0	1	(10)	5	26	3	0	600
合計	9	32	(956)	35	825	54	14	24,800

【博物館】

	サポーター数			実施件数 (件)	付与ポイント (Pt)	カード減免利用状況		
	個人	団体数	(会員数)			8pt(枚)	40pt(枚)	減免総額 (円)
青邨	—	—	—	—	—	—	—	—
遠山	24	0	(0)	151	1,137	0	0	0
中山道	12	0	(0)	161	1,062	0	0	0
科学館	2	0	(0)	6	24	0	0	0
鉱物	22	0	(0)	57	640	0	0	0
東山魁夷	0	0	(0)	0	0	0	0	0
合計	60	0	(0)	375	2,863	0	0	0

【文化施設】

	サポーター数			実施件数 (件)	付与ポイント (Pt)	カード減免利用状況		
	個人	団体数	(会員数)			8pt(枚)	40pt(枚)	減免総額 (円)
東美濃	0	0	(0)	0	0	0	6	6,000
文化会館	11	0	(0)	26	112	8	0	1,600
合計	11	0	(0)	26	112	8	6	7,600

【図書館】

	サポーター数			実施件数 (件)	付与ポイント (Pt)	カード減免利用状況		
	個人	団体数	(会員数)			8pt(枚)	40pt(枚)	減免総額 (円)
市立図書館	10	0	(0)	22	46	—	—	—

【文化スポーツ部】

	サポーター数			実施件数 (件)	付与ポイント (Pt)	カード減免利用状況		
	個人	団体数	(会員数)			8pt(枚)	40pt(枚)	減免総額 (円)
生涯学習課	2	0	(0)	0	0	0	0	0
スポーツ課	0	0	(0)	0	0	0	0	0
文化振興課	0	2	(94)	0	0	0	0	0
合計	2	2	(94)	0	0	0	0	0

【総計】

	サポーター数			実施件数 (件)	付与ポイント (Pt)	カード減免利用状況		
	個人	団体数	(会員数)			8pt(枚)	40pt(枚)	減免総額 (円)
	92	34	(1050)	458	3,846	62	20	32,400